

# 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

## 7 弁又はその部分品用

©CISTEC

2018.01.22 施行政省令等対応 ( 1 / 1 )

<p>3-(2) 次に掲げる貨物であつて、 軍用の化学製剤の製造に用いられる装置 又はその部分品若しくは附属装置であるものうち 経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>1 反応器 2 貯蔵容器 3 熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品 4 蒸留塔若しくは吸収塔又はこれらの部分品 5 充てん用の機械 6 かくはん機又はその部分品 7 弁又はその部分品 8 多重管 9 ポンプ又はその部分品 10 焼却装置 11 空気中の物質を検知する装置又はその部分品</p>	<p>貨物名： ボール弁 メーカー名： Parker Hannifin Corp. 型及び銘柄： 4933 40 49</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>判定欄</th> <th>注 釈</th> <th>記 入 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[省令] 第2条〔第2項〕輸出令別表第1の3の項(2)の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。</td> <td>該 当 ○ 非該 当 × 対 象 外 -</td> <td></td> </tr> <tr> <td>七 弁又はその部分品であつて、 次のいずれかに該当するもの</td> <td>[○]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 呼び径が10A超の弁であつて、 内容物と接触する全ての部分が 次のいずれかに該当する材料で 構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの</td> <td>[○]</td> <td>呼び径 ( 40 mm )  黄銅/Niメッキを使用</td> </tr> <tr> <td>(一) ニッケル又はニッケルの含有量が 全重量の40パーセントを超える合金</td> <td>[○]</td> <td>数値 ( Ni &gt;90% )</td> </tr> <tr> <td>(二) ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、 かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを 超える合金</td> <td>[x]</td> <td>数値 ( ) 数値 ( )</td> </tr> <tr> <td>(三) ふっ素重合体</td> <td>[x]</td> <td>数値 ( )</td> </tr> <tr> <td>(四) ガラス</td> <td>[x]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(五) タンタル又はタンタル合金</td> <td>[x]</td> <td>数値 ( )</td> </tr> <tr> <td>(六) チタン又はチタン合金</td> <td>[x]</td> <td>数値 ( )</td> </tr> <tr> <td>(七) ジルコニウム又はジルコニウム合金</td> <td>[x]</td> <td>数値 ( )</td> </tr> <tr> <td>(八) ニオブ又はニオブ合金</td> <td>[x]</td> <td>数値 ( )</td> </tr> <tr> <td>(九) セラミックであつて、次のいずれかに該当するもの</td> <td>[x]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 炭化けい素の含有量が全重量の80パーセント以上 のもの</td> <td>[x]</td> <td>数値 ( )</td> </tr> <tr> <td>2 酸化アルミニウムの含有量が 全重量の99.9パーセント以上のもの</td> <td>[x]</td> <td>数値 ( )</td> </tr> <tr> <td>3 酸化ジルコニウム</td> <td>[x]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 呼び径が25A以上100A以下の弁であつて、 次の全てに該当するもの (イに該当するものを除く。)</td> <td>[x]</td> <td>数値 ( )</td> </tr> <tr> <td>(一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナー のうち、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から (九)までで定めたいずれかの材料で構成され、 裏打ちされ、又は被覆されたもの</td> <td>[x]</td> <td>数値 ( )</td> </tr> <tr> <td>(二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの</td> <td>[x]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ イ又はロに該当する弁の部分品として設計されたケーシング 又はケーシングライナーであつて、 内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで 定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、 又は被覆されたもの</td> <td>[x]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>判定結果</td> <td>■該当 □非該当</td> </tr> <tr> <td></td> <td>該当項番</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>① 輸出令別表第1の項番 [ 3-(2)-7 ]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 貨物等省令の条項号等の番号等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[ ]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[ ]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	判定欄	注 釈	記 入 欄	[省令] 第2条〔第2項〕輸出令別表第1の3の項(2)の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該 当 × 対 象 外 -		七 弁又はその部分品であつて、 次のいずれかに該当するもの	[○]		イ 呼び径が10A超の弁であつて、 内容物と接触する全ての部分が 次のいずれかに該当する材料で 構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	[○]	呼び径 ( 40 mm )  黄銅/Niメッキを使用	(一) ニッケル又はニッケルの含有量が 全重量の40パーセントを超える合金	[○]	数値 ( Ni >90% )	(二) ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、 かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを 超える合金	[x]	数値 ( ) 数値 ( )	(三) ふっ素重合体	[x]	数値 ( )	(四) ガラス	[x]		(五) タンタル又はタンタル合金	[x]	数値 ( )	(六) チタン又はチタン合金	[x]	数値 ( )	(七) ジルコニウム又はジルコニウム合金	[x]	数値 ( )	(八) ニオブ又はニオブ合金	[x]	数値 ( )	(九) セラミックであつて、次のいずれかに該当するもの	[x]		1 炭化けい素の含有量が全重量の80パーセント以上 のもの	[x]	数値 ( )	2 酸化アルミニウムの含有量が 全重量の99.9パーセント以上のもの	[x]	数値 ( )	3 酸化ジルコニウム	[x]		ロ 呼び径が25A以上100A以下の弁であつて、 次の全てに該当するもの (イに該当するものを除く。)	[x]	数値 ( )	(一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナー のうち、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から (九)までで定めたいずれかの材料で構成され、 裏打ちされ、又は被覆されたもの	[x]	数値 ( )	(二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの	[x]		ハ イ又はロに該当する弁の部分品として設計されたケーシング 又はケーシングライナーであつて、 内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで 定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、 又は被覆されたもの	[x]			判定結果	■該当 □非該当		該当項番			① 輸出令別表第1の項番 [ 3-(2)-7 ]			② 貨物等省令の条項号等の番号等			[ ]			[ ]	
判定欄	注 釈	記 入 欄																																																																														
[省令] 第2条〔第2項〕輸出令別表第1の3の項(2)の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該 当 × 対 象 外 -																																																																															
七 弁又はその部分品であつて、 次のいずれかに該当するもの	[○]																																																																															
イ 呼び径が10A超の弁であつて、 内容物と接触する全ての部分が 次のいずれかに該当する材料で 構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	[○]	呼び径 ( 40 mm )  黄銅/Niメッキを使用																																																																														
(一) ニッケル又はニッケルの含有量が 全重量の40パーセントを超える合金	[○]	数値 ( Ni >90% )																																																																														
(二) ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、 かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを 超える合金	[x]	数値 ( ) 数値 ( )																																																																														
(三) ふっ素重合体	[x]	数値 ( )																																																																														
(四) ガラス	[x]																																																																															
(五) タンタル又はタンタル合金	[x]	数値 ( )																																																																														
(六) チタン又はチタン合金	[x]	数値 ( )																																																																														
(七) ジルコニウム又はジルコニウム合金	[x]	数値 ( )																																																																														
(八) ニオブ又はニオブ合金	[x]	数値 ( )																																																																														
(九) セラミックであつて、次のいずれかに該当するもの	[x]																																																																															
1 炭化けい素の含有量が全重量の80パーセント以上 のもの	[x]	数値 ( )																																																																														
2 酸化アルミニウムの含有量が 全重量の99.9パーセント以上のもの	[x]	数値 ( )																																																																														
3 酸化ジルコニウム	[x]																																																																															
ロ 呼び径が25A以上100A以下の弁であつて、 次の全てに該当するもの (イに該当するものを除く。)	[x]	数値 ( )																																																																														
(一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナー のうち、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から (九)までで定めたいずれかの材料で構成され、 裏打ちされ、又は被覆されたもの	[x]	数値 ( )																																																																														
(二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの	[x]																																																																															
ハ イ又はロに該当する弁の部分品として設計されたケーシング 又はケーシングライナーであつて、 内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで 定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、 又は被覆されたもの	[x]																																																																															
	判定結果	■該当 □非該当																																																																														
	該当項番																																																																															
	① 輸出令別表第1の項番 [ 3-(2)-7 ]																																																																															
	② 貨物等省令の条項号等の番号等																																																																															
	[ ]																																																																															
	[ ]																																																																															

作成責任者：(作成年月日： 2018年 9月 26日)

会 社 名 パーカー・ハネフィン日本株式会社

所 属 ・ 役 職 戸塚テクニカルセンター

(フリガナ) ワタナベ コウイチロウ  
氏 名 渡辺 光一郎

電 話 045-870-1523



cf. パルプ